

平成 27 年度

事業計画書

社会福祉法人
春日部福祉会
百合の郷

特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）

ショートステイ（指定短期入所生活介護）

（介護予防短期入所生活介護）

老人デイサービス（指定通所介護）

（介護予防通所介護）

指定居宅介護支援事業者

生計困難者に対する相談支援事業

評議員会・理事会開催予定日

5月 監事監査

5月 評議員会・理事会

9月 評議員会・理事会

12月 評議員会・理事会

3月 評議員会・理事会

目 次

特別養護老人ホーム及び 老人短期入所事業・事業計画	1
運営方針	4
業務組織表	8
職員日課表	9
介護課日課表	10
入居者日課表	11
週間予定表	12
年間行事予定表	13
居宅介護支援事業計画	14
老人デイサービスセンター事業計画	15
キャリアパスに伴う研修一覧	18
施設内研修及び研修報告、防災訓練予定表	19
職員心得	20
利用料料金表	21
避難経路	22

特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設） 及び老人短期入所事業（指定短期入所生活介護）事業計画

概要説明

1. 名称 百合の郷
2. 所在地 埼玉県春日部市大畑407番地2
3. 経営主体 社会福祉法人 春日部福祉会
4. 委託者 春日部市（一部：緊急措置の場合）
5. 開設 昭和57年4月17日
6. 敷地面積 3,739.15㎡
7. 建物 鉄筋コンクリート造 2階建て
特別養護老人ホーム 1,908.04㎡
併設型老人短期入所事業 112.50㎡（居室面積

のみ)

全館冷暖房、給湯関係はソーラーシステム採用

8. 職員数 施設長 1名
嘱託医 1名 生活相談員 2名 介護支援専門員 1名
介護職員 18名 介護職員（パート）5名 看護職員 5名
栄養士 2名 調理員 5名 調理員（パート）1名
事務員 2名 運転手（兼務）1名
機能回復訓練指導員（兼務）1名 合計（兼務除く）43名
9. 利用定員 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）60人
老人短期入所事業（指定短期入所生活介護）10人

10. 居室数

(1) 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）

4人部屋	12室	ベッド数は1階	20ベッド
2人部屋	4室	2階	40ベッド
1人部屋	4室		

(2) 老人短期入所事業（指定短期入所生活介護）

4人部屋	2室	ベッド数は2階	10ベッド
2人部屋	1室		

11. 利用料 別添料金表のとおり

12. 対象者

(1) 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）

身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者。

(2) 老人短期入所事業（指定〔介護予防〕短期入所生活介護）

利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者。

基本方針

(1) 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）

職員は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上での便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

また、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその人の立場に立って施設サービスを提供するように努める。

施設については、明るく家庭的な雰囲気とし、地域や家庭との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と連携を取るようにする。

(2) 老人短期入所事業（指定短期入所生活介護）

要介護状態等となった場合でも、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護とその他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（介護予防短期入所生活介護）

その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）及び

老人短期入所事業（指定短期入所生活介護） 共通事項

1. 介護について

- (1) 入居者及び利用者（以下、「利用者等」という。）の自立の支援及び日常生活の充実となるように、利用者等の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。
- (2) 1週間に2回以上、適切な方法により、入浴又は清拭をする。
- (3) 利用者等の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- (4) おむつを使用している利用者等に対しては、定時及び随時におむつを取り替える。
- (5) 利用者等に対し、離床・着替え・整容等の介護を実施する。

2. 食事について

- (1) 栄養及び利用者等の身体の状況並びに嗜好を考慮したものとする。
- (2) 利用者等の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂にて行う。

3. 相談・援助について

利用者等の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者等及びその家族に対し、相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

4. 機能訓練等について

利用者等に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な残存機能の維持のためのレクリエーションや訓練を行う。

5. 健康管理について

看護職員は、利用者等の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採る。

6. 社会生活上の便宜の供与について

- (1) 利用者等が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難な場合は、その者の同意を得て、代行する。
- (2) 利用者等の家族との連携を図るとともに、利用者等とその家族とを交流する機会を確保するよう努める。

生計困難者に対する相談支援事業

目 的

地域の援助の必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととする。そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困窮により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用の全部または一部を支援する経済的援助を行う。

運営方針

(1) 施設の社会化

ボランティア（1・2月は受入れない）、実習生、研修生の受け入れを行う。

各種行事に地域住民を招き、施設機能の提供及び開放をする。

アスポート教育支援彩の国子ども・若者支援ネットワークが実施する生活保護世帯中学生勉強教室にデイホールを開放する。

(2) 職員の育成

施設内研修の実施

各種研修会への参加

(3) 危機管理対策

①衛生管理対策

○ インフルエンザをはじめとする感染予防

- ・ 予防接種のよびかけ、1・2月の面会は遠慮していただく
- ・ 手洗い、うがいの徹底
- ・ 加湿器（蒸気ボイラー）の活用（冬期）

○ O-157をはじめとする食中毒予防

- ・ 手洗いの徹底

○ 館内清掃の徹底

○ 感染対策委員会の開催

②介護事故防止対策

○ 食事、入浴、移動介助時の事故防止

○ 事故防止委員会の開催

③災害予防対策

○ 月1回の防災訓練の実施

④苦情処理

○ 受付窓口と第三者委員の設置

(4) 環境整備及び建物設備の管理

館内の臭気対策、換気に気を配る

施設内外の清掃に努める

備品の管理

(5) 省エネ対策

限りあるエネルギーの有効利用として節約に努める。

①電気の節約

- ・ 照明 …不必要な所は消灯
- ・ エアコン …設定温度の注意
(目標温度、夏 24℃、冬 20℃)
- ・ 換気扇の運転…必要以外は運転中止
- ・ ボイラー管理…事務室管理

- ②ガソリンの節約
 - ・ アイドリングストップを心がける
- (6) 労働安全衛生
 - 職員健康管理
 - ①腰痛対策
 - ②VDT (Visual Display Terminals) 作業管理
 - ③年 2 回の職員健康診断実施 (内 1 回は夜勤を実施する職員のみ)
- (7) 身体拘束ゼロにむけて
 - 身体拘束廃止委員会の開催
- (8) 虐待防止にむけて
 - 職員研修会の開催
- (9) 終末介護
 - 入居者が最期をどこで迎えるかは、本人や家族の意向を尊重する。
 - 入院はしたくないという入居者や、入院させて延命治療を望む家族等さまざまなので、希望を聴いて医師ともよく相談して対応する。

処遇における基本方針

「利用者様の基本的人権・人格の尊重」「利用者様の立場に立つ」この2つを念頭におき、笑顔と福祉の心を持った包容力のある援助を心掛け、利用者様の自立支援へ繋がるよう技術向上を図る。

要介護4・5の重度の方、認知症高齢者が多くなり、細心の気配り・目配りが必要になる中で、各棟介護職室の活用・介護職員の配置など体制を整えるとともに、各部署との連携を強化し、介護の質の向上を図る。

各部署における処遇方針

【 介 護 課 】

○ 基本的処遇の見直しと強化

入居者の多様な身体状況に対応できるよう介護技術を身に付ける。
生活の場として、常に快適な生活を送ってもらえるように処遇の統一を計ると共に入居者の立場に立って介護をする。
入居者に対しての声かえ等には細心の注意をする。
介護中の事故やケガの防止の為の対策等を考え、介護技術の向上を図る。
終末期の対応について統一を図り、家族と共に安楽な日々が送れるよう努める。

○ 身体拘束ゼロにむけて

介護用品等を活用して身体拘束を可能な限り無くし、常に安全で快適な生活を送ってもらえるように、個人の状態を把握し一人ひとりに合った介護を行う。

○ 生活リハビリの強化

寝食分離を基本方針とし、生活リハビリを中心に生きがいと自立心を養い、利用者一人一人の残存機能の維持・向上に努める。
日々のレクリエーションを増やし、入居者の心身の機能維持を図る。
ボランティアによるコーヒータ임、手話ダンス、レクリエーションを通じ、外部の方々との交流を図る。

○ 認知症高齢者への対応

認知症高齢者の基本的人権を確保し、精神の安定を図り、穏やかで落ち着いた生活が送れるように努める。

○ 共に生きる生活の場として

規制は出来る限り少なくし、行事・グループ活動等への自主的参加の援助を行い、仲間意識を高め明るく楽しい生活の場作りに努める。
ボランティアの協力を得ながらのレクリエーション、季節行事、買い物ツアー、花見・紅葉ドライブ、外食など、楽しみの時間を多く取り入れ充実したメリハリのある生活作りをする。

【 看 護 課 】

○ 基本方針

1. スタッフ一人一人が質の向上を図り、安心して安全な看護・介護を提供する。
2. 入居者及びその家族を尊重し、笑顔と安らぎのある生活環境を提供する。
3. チームワークと和を大切にし、明るく楽しい職場環境作りを目指す。

○ 行動目標

1. 感染症の発症を抑制する為、予防策の統一や早期発見に努め、感染の拡大を防ぐ。
2. 他職種との連携を密にし、利用者の生活を支える力となる。
3. 利用者の高齢化に伴う疾病の予防、褥瘡の予防・早期発見に努める。

○ 健康診断の実施

- ・ 5月及び11月 : 尿検査
- ・ 11月 : X線撮影及び血液検査
- ・ 11月下旬 : インフルエンザの予防接種

【 栄 養 課 】

- ・ 新しいメニューを作り、変化のある食事を作っていく。
- ・ 衛生面や作業面で、注意を払い、事故防止を図る。
- ・ 他部署との連携を密にし、利用者の状態把握を心掛け、状態に応じた食事を提供する。
- ・ 定期的に食事状況を確認して、見直していく。
- ・ 配膳時には、積極的に利用者とのコミュニケーションを取り、食事の感想や好み、食べたい物などを聞き、より良い食事提供を心掛ける。

指定居宅介護支援事業計画

概要説明

1. 名称 百合の郷
2. 所在地 埼玉県春日部市大畑407番地2
3. 経営主体 社会福祉法人 春日部福祉会
4. 開設日 平成12年4月1日
5. 職員数 管理者 1名（兼務）
介護支援専門員 1名
事務員 1名（兼務）
6. 対象者 春日部市及び越谷市に在住する者で介護保険法による要介護状態になっている者。

基本方針

- (1) 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- (2) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

事業内容

1. 春日部市在住の在宅の方々（以下、「利用者等」という。）に要支援・要介護認定調査を各市役所の依頼により実施する。
2. 要介護認定がなされた後、利用者等から介護計画を依頼された場合にその作業を実施し、利用者等から承認をいただく。
3. 介護計画を作成した利用者等のお宅へ必要に応じ又は1ヵ月に1回以上の割合で介護計画等のことで訪問を実施する。
4. 利用者の個々のケースについて、サービス事業者とケース会議を開催する。
5. 利用者等からの介護計画又は居宅サービス事業者についての苦情があった場合はそれを処理する。
6. 地域包括センターから要支援利用者の計画原案を依頼された場合は、各地域包括センターとの契約締結を行ってからそれを実施する。

老人デイサービス（指定通所介護） （介護予防通所介護）事業計画

概要説明

1. 名称 百合の郷
2. 所在地 埼玉県春日部市大畑407番地2
3. 経営主体 社会福祉法人 春日部福祉会
4. 開設 平成11年5月1日
5. 建物面積 鉄筋コンクリート造 1階部分 247.77㎡
6. 職員数
管理者（兼務）1名 生活相談員1名 介護職員4名 介護職員（パート）1名
看護師 1名（非常勤） 事務員（兼務）1名 運転手（兼務）1名
機能回復訓練指導員（兼務） 1名
合計（兼務除く）8名
7. 利用定員 1日 20人
8. 利用料 別添料金表のとおり
9. 休日 木曜日・日曜日、12月31日から1月3日迄
10. 営業時間 午前8時45分から午後4時00分
11. サービス提供時間 午前9時45分から午後3時45分
12. 対象者 春日部市及び越谷市内に居住し、介護保険法でいう要介護・要支援状態の方

基本方針

（指定通所介護）

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。

（介護予防通所介護）「市町村の事業」

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

年度方針

利用者の要望に応じた、より自立的生活への適確な介護と援助を行う。

1. 残存能力を維持するための機能訓練の充実を図る。
2. 質の高い介護を目指す。
3. 介護者への適切な助言を行う。
4. 他の関連機関との連携を図る。

サービスの内容

1. 日常動作訓練とレクリエーション
日常生活動作を通して一人ひとりの状況に合わせたリハビリを行い、健康と機能の維持、向上に努める。健康の保持と機能の向上に努める。又、手、腕、脚等の動作範囲が少しでも広がるよう、リハビリ体操や季節に合わせたゲームを取り入れて楽しみながら行なう。
2. 生活相談
利用者からの意見・生活相談を受け、改善に努める。
また、家族の介護相談を行う。アンケートを実施する。
3. 介護サービス
利用者一人ひとりの状況に応じ、生活意欲の向上と自立を目指し安全に配慮した身辺介護を行う。
4. 食事サービス
利用者に適した栄養のバランスのとれた楽しみのある食事を提供する。年に2回3月と9月に選択食（バイキング）を行う。誕生月におやつ外食に出かける。
5. 入浴サービス
家庭での入浴困難な利用者に入浴サービスを行う。
6. 健康チェック
毎回、バイタルサイン（体温、血圧、脈拍）のチェックを行い、異常の早期発見及び適切なサービスを受けられるようにする。
7. リハビリテーション
希望する利用者に起立・歩行・ストレッチ等の基礎的な訓練を行う。
8. 行事
四季折々の行事を企画し、利用者及び利用者家族の他お客様に来ていただき一緒に参加していただき、季節感を楽しんでもらう。
9. 趣味活動
利用者一人ひとりに合わせた趣味、特技を引き出し生甲斐作りの一環としたい。
10. 送迎サービス
各家庭までの送迎を実施する。

1 日の流れ

8時30分	朝礼・人数配車確認	12時00分	昼食
8時35分	利用者の迎え		(コーラス、体操)
9時45分	各サービスの実施	13時00分	各サービスの実施
	健康チェック、入浴	14時00分	フリータイム
	創作活動		(趣味、創作活動)
	リハビリタイム	15時00分	レクリエーション
	(個別リハ)	15時20分	おやつ、カラオケ
11時45分	嚥下体操	15時50分	利用者の送り

年間行事予定

4月	お花見ドライブ (桜見物)	10月	運動会・コスモ ス見学	3月	ひな祭り、 バイキング
5月	藤の花見、母の日 おやつ作り	11月	お買物月間 作品展		スプリングコン サート
6月	お買物月間	12月	クリスマス会		
7月	七夕コンサート	1月	新春郷土 かるた大会		
8月	夏祭り	2月	節分(豆まき)		
9月	敬老祝賀会		バレンタインおや つ作り		※誕生月におやつ外食
	県老施協創作品展へ出品				